

## 大阪府監査委員告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年10月31日

大阪府監査委員 大西 寛文  
同 山本 浩二  
同 岸本 佳浩  
同 森田 秀朗  
同 土井 達也

### 委員意見に対する措置

（港湾施設・設備に関する老朽化対策について）

監査対象機関名	大阪府港湾局
監査実施年月日	事務局 平成22年7月14日から同年8月4日まで
監査の結果	措置の状況
<p>港湾施設・設備に関する老朽化対策は今後の府営港湾運営にとって重要事項であるため、新公会計制度の導入も見据え、「都市整備部中期保全計画」にアセット・マネジメント（設備別・場所別の設備台帳を整備した上での、耐用年数に応じた更新・維持改修計画等）の観点を取り入れられたい。</p> <p>また、新規港湾施設整備に関する事業継続の必要性と既存港湾施設に対する老朽化対策とを一体にして考えられたい。</p>	<p>平成24年3月、建設事業に係る「都市基盤整備中期計画」と維持・更新事業に係る「都市基盤施設中期保全計画」を一体的に組み合わせた「大阪府都市整備中期計画」を策定した。この計画は、アセット・マネジメントの観点を取り入れて、都市基盤整備に関する事業継続の必要性と既存都市基盤施設に対する老朽化対策を一体にして捉えたものであるが、個別事業の予定箇所を含む「参考資料」では、結果として、新規整備事業のみを掲載するものとなった。</p> <p>その後、平成27年3月に、今後10年を見通した戦略的な維持管理を進めるための基本方針と分野・施設ごとの具体的な行動計画を定めた「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」を策定し、平成28年3月に「大阪府都市整備中期計画」を改訂するとともに、同年8月、新規整備事業と併せて老朽化対策事業の予定箇所を掲載した「参考資料」を公表した。</p>